

1 協議案件の概要

(1) 青森県地域公共交通計画の策定について

- ・「青森県地域公共交通網形成計画」の計画期間が令和4年度までとなっています。
- ・今後とも地域公共交通の構築に向けて計画的に施策展開を図る必要があること、地域公共交通活性化再生法改正により地域公共交通計画の策定が全自治体の努力義務とされたことを踏まえて、令和5年度から令和9年度を期間とする地域公共交通の計画を令和4年度内に新たに策定するものです。(別紙2のとおり)
- ・名 称：青森県地域公共交通計画
- ・期 間：令和5年度から令和9年度（5年間）
- ・区 域：青森県全域。

(2) 青森県バス交通等対策協議会設置要綱の改正について

地域公共交通活性化再生法に基づく地域公共交通計画の策定に当たっては、地域の輸送資源の総動員による移手段の確保が求められており、また、同法の法定協議会の構成員として、学識経験者を含めることが求められています。

このことを踏まえ、協議会の構成員に一般社団法人青森県タクシー協会会長及び国立大学法人福島大学人文社会学群経済社会学類准教授吉田樹氏を加え、地域分科会の構成員に一般社団法人青森県タクシー協会常務理事を加えるものです。

<構成員>

- ・青森県企画政策部交通政策推進監
- ・東北運輸局青森運輸支局長
- ・青森県市長会会長
- ・青森県町村会会長
- ・代表市町村長（青森市、弘前市、五所川原市、むつ市、十和田市、八戸市の首長）
- ・（公社）青森県バス協会会長
- ・（一社）青森県タクシー協会会長
- ・青森県商工会議所連合会会長
- ・青森県交通運輸産業労働組合協議会議長
- ・青森県高等学校長協会会長
- ・青森県地域婦人団体連合会会長
- ・（公財）青森県老人クラブ連合会会長
- ・青森県県土整備部長
- ・青森県警察本部交通部長
- ・国立大学法人福島大学人文社会学群経済社会学類 准教授 吉田 樹
- ・その他議長が必要と認める者

(3) 青森県生活交通確保維持改善計画（地域間幹線系統確保維持計画）について

複数市町村に跨る広域バス路線の運行に係る赤字分及び当該路線を運行する車両の購入に係る費用について、バス事業者が国庫補助を受けるために必要な計画です。

補助対象路線は、令和3年度の37路線から次の路線が対象外となり36路線となります。

・八戸線【岩手県北自動車】（ラピアBT～高館～中央）…路線の再編により廃止
令和4年度（補助対象期間：令和3年10月1日から令和4年9月30日）の国庫補助金額等は以下のとおりです。

ア 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

【令和4年度】

(単位：千円)

運行事業者	路線数	欠損見込額	負担者及び負担額			
			国	県	市町村	事業者
弘南バス(株)	16	461,169	75,137	75,137	310,869	26
岩手県北自動車(株)	10	120,281	49,021	41,569	29,684	7
十和田観光電鉄(株)	5	72,368	18,614	18,614	35,136	4
下北交通(株)	4	69,107	16,837	16,837	35,428	5
JRバス東北(株)	1	31,859	9,438	9,438	2,831	10,152
合計	36	754,784	169,047	161,595	413,948	10,194

イ 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額

【令和4年度】

(単位：千円)

運行事業者	補助対象車両数	負担者及び負担額			
		国	県	市町村	事業者
弘南バス(株)	16	21,600	21,600	-	22,747
JRバス東北(株)	1	1,500	1,500	-	374
合計	17	23,100	23,100	-	23,121

青森県地域公共交通計画の策定について

1 策定目的、概要等

(1) 目的

県では、平成28年3月に「青森県地域公共交通網形成計画」を策定し、県民が安心して移動・外出できる交通ネットワーク構築などに取り組んでおり、この計画期間が令和4年度までとなっている。

今後とも地域公共交通の構築に向けて計画的に施策展開を図る必要があること、地域公共交通活性化再生法改正により地域公共交通計画の策定が全自治体の努力義務とされたことを踏まえて、現計画期間内に新たに地域公共交通の計画を策定する。

(2) 検討体制

- 「持続可能なバス交通ネットワーク再編に向けたワーキング会議（以下「ワーキング会議」）及び「持続可能なバス交通ネットワーク再編に向けたワーキング会議地域分科会」において、具体的な検討を行う。
- 青森県バス交通等対策協議会における承認を経て、県が決定する。

(3) 計画の概要

- 名称：青森県地域公共交通計画
- 期間：令和5年度から令和9年度（5年間）
- 区域：青森県全域とする。
- 主な記載事項：
 - ・ 目的、位置付け、期間、対象、青森県地域公共交通を取り巻く状況、課題、基本方針、基本目標、具体施策、推進方法 等
 - ・ また、法改正や社会環境の変化に対応して、青森県生活交通確保維持改善計画（地域間幹線系統確保維持計画）やデジタル化施策についても記載。

2 策定日程

時期	青森県バス交通等対策協議会	ワーキング会議・同地域分科会
R3年6月	計画の策定について（協議）	計画の策定について（協議）
R3年秋		圏域毎の現状・課題（協議）
R4年2月頃		計画の骨子について（協議）
R4年6月	計画の素案について（協議）	計画の素案について（協議）
～		（計画策定作業）
～	（県民意見募集「パブリックコメント実施」）	
R5年冬	計画案について（協議・承認）	計画案について（協議）
R5年冬	（県による庁内手続き、決定）	